

文書による指摘事項及び改善状況（平成30年度）

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 杉の子会	平成30年12月13日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 評議員会において定款変更（法人所在地の変更）の議決を得ているものの、賛成者数が変更のための必要数に不足している。 また変更の議決後、所轄庁に変更届を提出していない。</p> <p>(2) 定款をインターネットにより公表していない。</p> <p>(3) 評議員会において賛成者数が不明な議案がある。</p> <p>(4) 理事会、評議員会で決議を得るときに特別の利害関係を有する理事、評議員がいないことを確認していない。</p> <p>(5) 評議員会の議事録に署名人の押印がない。</p> <p>(6) 場合によっては理事が法人の基本財産を受け取る権利を有することとなっている。</p> <p>(7) 理事長が年に1回しか理事会に対して業務執行状況を報告していない。</p> <p>(8) 平成29年度に理事の一人から約300万円を借り入れているが、理事会の承認を得ていない。</p>	<p>1</p> <p>(1) 改善中</p> <p>(2) 改善中</p> <p>(3) 改善中</p> <p>(4) 改善中</p> <p>(5) 改善済</p> <p>(6) 改善中</p> <p>(7) 改善中</p> <p>(8) 改善中</p>